

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日の翌日が休日には、そのとどま)

◇規則

鳥取県身体障害者福祉法施行細則(社会課)

目次

次

公布された規則のあらまし

◇鳥取県身体障害者福祉法施行細則

一 この規則は、身体障害者福祉法及び身体障害者福祉法施行規則の施行に関し必要な事項を定めるものとすることとした。(第一條関係)

二 知事は、身体障害者福祉法指定医の指定を行つたときは、告示するものとすることとした。(第三条関係)

三 次に掲げる書類の様式を定めることとした。(第二条、第四条(第十四条関係))

- 1 指定医同意書
- 2 指定医の標示

## 規則

鳥取県身体障害者福祉法施行細則をここに公布する。

- 3 身体障害者診断書・意見書
  - 4 身体障害者居住地等変更届出書
  - 5 身体障害者手帳再交付申請書
  - 6 身体障害者手帳返還書
  - 7 病院等指定(医療種類変更承認)申請書
  - 8 薬局指定申請書
  - 9 指定医療機関変更届出書
  - 10 指定医療機関休止(廃止・再開)届出書
  - 11 指定医療機関処分届出書
  - 12 指定医療機関辞退申出書
  - 13 身体障害者居宅生活支援事業変更届出書
  - 14 身体障害者居宅生活支援事業開始届出書
  - 15 身体障害者居宅生活支援事業廃止(休止)届出書
  - 16 身体障害者更生援助施設台帳
  - 17 入所者台帳
- 四 1 この規則は、公布の日から施行することとした。  
2 所要の経過措置を講ずることとした。

平成六年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第五条 省令第四条第一項第一号に規定する指定医の診断書及び同項第二号に規定する意見書は、身体障害者診断書・意見書（様式第三号）によるものとする。

## 鳥取県規則第十七号

鳥取県身体障害者福祉法施行細則

身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）の全部を改正する。

## (趣旨)

第一条 この規則は、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「法」という。）及び身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 省令第三条第二項の同意は、指定医同意書（様式第一号）を提出してしなければならない。

## (医師の指定等の告示)

第三条 知事は、法第十五条第一項に規定する医師（以下「指定医」という。）を指定し、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

## (指定医の標示)

第四条 指定医は、その旨の標示（様式第一号）を、見やすい場所に掲示しなければならない。

## (指定医の診断書等)

第六条 省令第十条第一項（省令第十一条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、身体障害者居住地等変更届出書（様式第四号）を提出してしなければならない。

## (身体障害者手帳の再交付の申請)

第七条 省令第十二条第一項又は第十二条の三第一項の規定による申請は、身体障害者手帳再交付申請書（様式第五号）を提出してしなければならない。

## (身体障害者手帳の返還)

第八条 省令第十二条第二項、第十二条の三第二項又は第十二条の四第一項若しくは第二項の規定による身体障害者手帳の返還は、身体障害者手帳返還書（様式第六号）を提出してしなければならない。

## (医療機関の指定等の申請書)

第九条 省令第十三条の三第一項又は第十三条の六第一項に規定する申請書は、病院等指定（医療種類変更承認）申請書（様式第七号）によるものとする。

2 省令第十三条の三第二項に規定する申請書は、郵局指定申請書（様式第八号）によるものとする。

## (指定医療機関の変更等の届出)

第十条 省令第十三条の七第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出書を提出してしなければならない。

一 省令第十三条の七第一項第一号に掲げる場合 指定医療機関変更届出書（様式第九号）

二 省令第十三条の七第一項第二号に掲げる場合 指定医療機関休止（廃止・再開）届出書（様式第十号）

三 省令第十三条の七第一項第三号に掲げる場合 指定医療機関处分届出書（様式第十一号）

（指定医療機関の辞退の申出）

第十二条 省令第十三条の八第一項の規定による申出は、指定医療機関辞退届出書（様式第十二号）を提出してしなければならない。

（身体障害者居宅生活支援事業の開始等の届出）

第十二条 法第二十六条第一項の規定による届出は、身体障害者居宅生活支援事業開始届出書（様式第十三号）を提出してしなければならない。

2 省令第二十条の三の規定による届出は、身体障害者居宅生活支援事業変更届出書（様式第十四号）を提出してしなければならない。

（身体障害者居宅生活支援事業の廃止等の届出）

第十三条 法第二十六条第二項の規定による届出は、身体障害者居宅生活支援事業廃止（休止）届出書（様式第十五号）を提出してしなければならない。

（身体障害者更生援護施設台帳等）

第十四条 法第二十七条第二項から第四項までの規定により設置される身体障害者更生援護施設には、次に掲げる台帳を備え、必要な事項を記載しておかなければならない。

一 身体障害者更生援護施設台帳（様式第十六号）

二 入所者台帳（様式第十七号）

## 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存する用紙又は書類で、改正前の鳥取県身体障害者福祉法施行細則に定めるところにより作成されているものは、この規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上でこの規則に定める用紙又は書類として使用することができる。

平成6年3月28日 月曜日

## 報公県取戻

様式第1号(第2条関係)

## 指定医同意書

職氏名殿 指定医として  
下記のとおり、身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師として  
指定されることに同意します。

年月日

医師氏名  
記

様式第2号(第4条関係)

身体障害者福祉法指定医

(注) 規格は、縦125ミリメートル、横55ミリメートル程度とし、材  
料は、金属又は木材を用いること。

所属する 病院等	名称 所在地
	上記指定に同意します。

年月日

開設者の同意  
医療機関開設者  
氏名又は名称及び  
代表者の氏名



## 様式第3号(第5条関係)

## 身体障害者診断書・意見書

総括表		(障害者)	
氏名		年月日生( )歳	男・女
住 所			

## ①障害名(部位を明記)

②原因となつた  
疾患・外傷名  
〔交通・労災・その他の事故・戦傷・戦後〕

③疾病・外傷発生年月日 年 月 日・場所

④参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む。)

⑤総合所見 障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日

⑥その他参考となる合併症状  
〔将来再認定要(再認定の時期 年 月)・不要〕

上記のとおり診断します。併せて、以下の意見を付します。

年 月 日

病院又は診療所の名称  
所 在 地

診療担当科名

④

身体障害者福祉法第15条第3項の意見(障害程度等級についても、参考意見を記入すること)、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に

該当する( 級相当)  
・該当しない

(注) 1 右上下肢麻痺、心臓機能障害等)には、現在起つてゐる障害(両眼失明、両耳ろう、  
欄には、原因となつた疾患等(角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、暗瘡  
弁膜狭窄等)を、それぞれ記入すること。  
2 障害区分や等級を決定するため、県又は県社会福祉審議会から改め  
て照会する場合がある。

## 視覚障害の状況及び所見

## 1 視 力

裸眼	矯正
( X )	( DCyl DAx )

## 2 視野

右

(

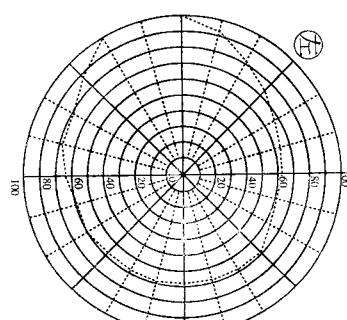
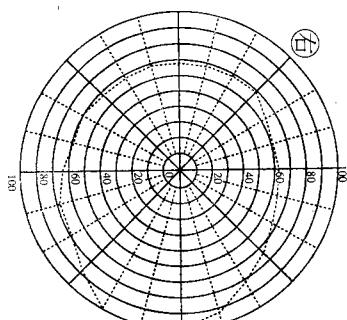
左

(

DCyI

DAx

)



視覚障害の計測は、点線で囲まれた正常視野の範囲内で行うものとする。

## 3 現 症

右

左

外

眼

中間透光体

底

平成6年3月28日曜月日

## 聴覚、平衡、音声・言語又はそしやくの機能障害の状況及び所見

## 1 聴覚障害の状況及び所見

- (1) 騒力（会話音域の平均騒力 レベル）
- |   |    |
|---|----|
| 右 | dB |
| 左 | dB |

- (4) 騒力検査の結果（ア又はイのいずれかを記入すること。）

ア 純音による検査  
オージオメータの型式

- (2) 障害の種類
- |       |
|-------|
| 伝音性難聴 |
| 感音性難聴 |
| 混合性難聴 |

[騒力レベル（新規格）・騒力損失  
〔旧規格〕（該当するものを○で囲むこと。）]

500 1,000 2,000 Hz

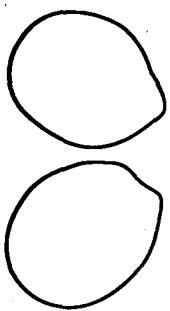
を算定すること。

(注) 騒力障害の認定にあたり、昭和57年8月14日の改正後のJIS規格（新規格）によるオージオメータで測定したdB値については、周波数500、1000、2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa、b、cとして(a、b、cのいずれか1又は2において100dBの音が聴取できない場合は、その値を105dBとして)、 $\frac{a+2b+c}{4}$ の算式により騒力レベルを算定すること。

当該改正前のJIS規格（旧規格）によるオージオメータで測定したdB値については、周波数500、1000、2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa、b、cとして(a、b、cのいずれか1又は2において90dBの音が聴取できない場合は、その値を95dBとして)、 $\frac{a+2b+c}{4} + 10$ の算式により騒力レベルを算定すること。

なお、これは、旧規格によるオージオメータの使用が認められる間の暫定的取り扱いである。

4 そしやく機能障害の状況及び所見（唇齶口蓋裂の場合は、唇齶口蓋形成手術の有無も記入すること。）



1 話音による検査

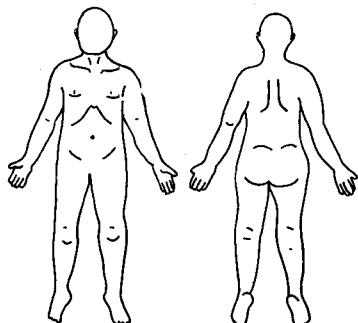
2 平衡機能障害の状況及び所見

3 音声・言語機能障害の状況及び所見

## 肢体不自由の状況及び所見

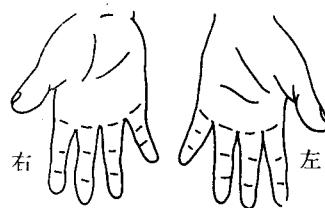
神経学的所見、その他の機能障害（形態異常）の所見（該当するものを○で囲み、下記空欄に追加所見を記入すること。）

- 1 感覚障害（下記に図示すること。）（有〔感覺脱失・感覺鈍麻・異常感覺〕・無）
- 2 運動障害（下記に図示すること。）（有〔弛緩性麻痺・痙攣性麻痺・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・その他〕・無）
- 3 起因部位（脳・脊椎・末梢神経・筋肉・骨関節・その他）
- 4 排尿・排便機能障害（有・無）
- 5 形態異常（有・無）



変形  切離断  感覚障害  運動障害

（必要な部分のみ記入すること。）



右		左
上肢長cm		
下肢長cm		
上腕周径cm		
前腕周径cm		
大腿周径cm		
下腿周径cm		
握力cm		

（注）計測法は、次によること。

上肢長：肩峰→橈骨茎状突起

前腕周径：最大周径

下肢長：上前腸骨棘→（胫骨）内果

大腿周径：膝蓋骨上縁10cmの周径  
(小児等の場合は別記)

上腕周径：最大周径

下腿周径：最大周径

動作・活動の状況 ( ) (自立一〇、半介助一△、全介助又は不能一×のいずれかを記入し、( )の中のものを使うときは、それを○で囲むこと。)

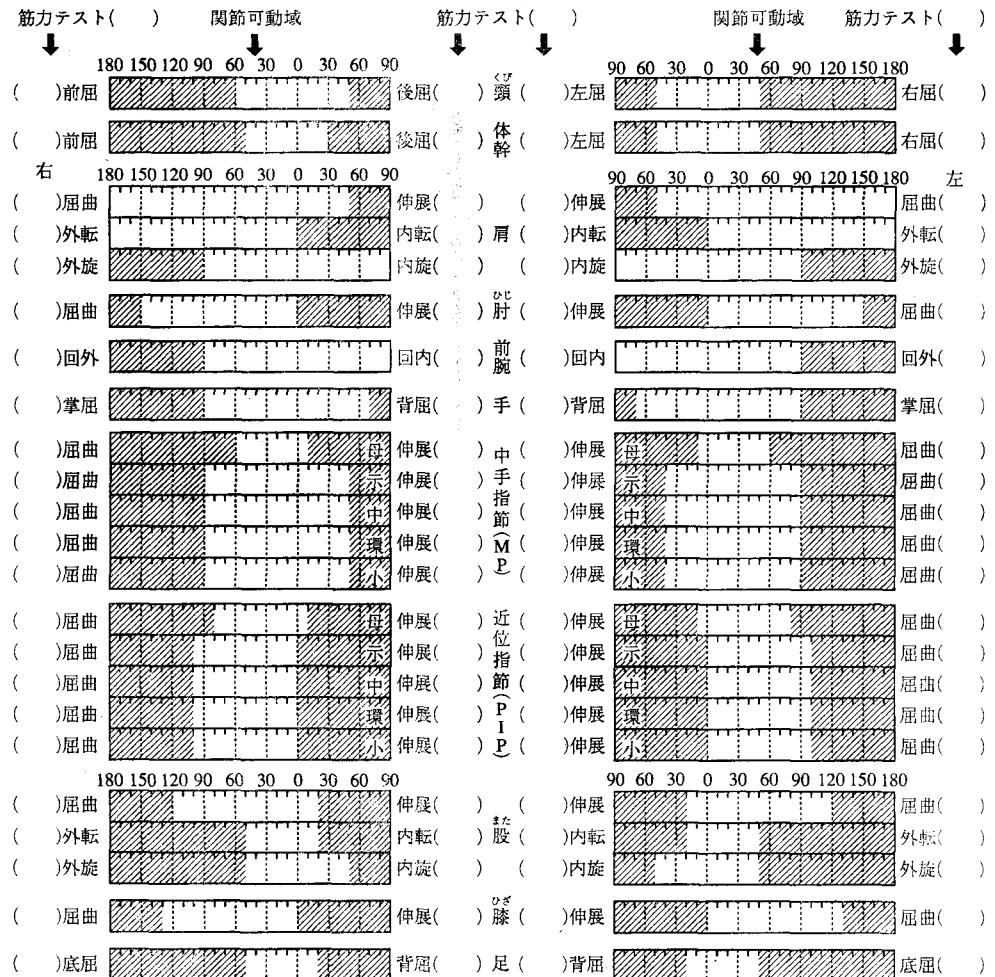
寝がえりをする	シャツを着て脱ぐ
足を投げ出して座る	ズボンをはいて脱ぐ（自助具）
いすに腰かける	ブラシで歯を磨く（自助具）
立つ（手すり・壁・つえ・松葉づえ・義肢・装具）	顔を洗いタオルでふく
家中を移動する（壁・つえ・松葉づえ・義肢・装具・車いす）	タオルを絞る
洋式便器に座る	背中を洗う
排泄の後始末をする	二階まで階段を上って下りる（手すり・つえ・松葉づえ）
食事をする（はし・スプーン・自助具）	屋外を移動する【家の周辺程度】（つえ・松葉づえ・車いす）
コップで水を飲む	公共の乗り物を利用する

（注）1 上肢に関して、片麻痺の場合は障害のある側の機能について記入すること。

2 ( )内の用具等の使用により、自立又は半介助となる場合は、該当の用具を○で囲んだ上で、自立の場合は○、半介助の場合は△を記入すること。

## 関節可動域(ROM)と筋力テスト(MMT)

(必要な部分のみ記入すること。)



## 備考

- (注) 1 関節可動域は、原則として他動的可動域とし、基本肢位を0度とする日本整形外科学会及び日本リハビリテーション医学会の指定する表示法により|←→|のように両端に太線を引き、その間を矢印で結んで表示し、強直の場合は、強直肢位に波線(↓)を引くこと。
- 2 筋力については、( )内に次の区分により、×、△又は○を記入すること。
- ×印は、筋力が消失し又は著減している場合(筋力0、1、2該当)
- △印は、筋力が半減している場合(筋力3該当)
- 印は、筋力が正常又はやや減の場合(筋力4、5該当)
- 3 (P I P)では、親指は(I P)関節について記入すること。
- 4 D I Pその他手指の対立内外転等については、必要に応じ「備考」欄に表示する。
- 5 図中斜線の部分は、参考的正常範囲外の部分で、反張膝等の異常可動の場合は、この部分にはみ出して記入することになる。



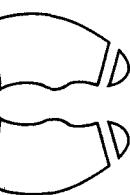
## 心臓の機能障害の状況及び所見 (18歳以上用)

載すること。) (

## 活動能力の程度

- ア 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温厚な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動も著しく制限されることがないもの、又はこれらの活動では心不全症若しくは狭心症症状が起らないもの
- イ 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温厚な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの、又は頻繁に頻脈発作を繰り返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの
- ウ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温厚な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起るもの

エ 家庭内での極めて温厚な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症若しくは狭心症症状が起るもの、又は頻繁に頻脈



心胸比\_\_\_\_\_

3 心電図所見 ( 年 月 日 )

ア 陳旧性心筋梗塞 (有・無)

イ 心室負荷像 (有〔右室・左室・両室〕・無)

ウ 心房負荷像 (有〔右房・左房・両房〕・無)

エ 脚プロック (有・無)

オ 完全房室プロック (有・無)

カ 不完全房室プロック (有〔第 度〕・無)

キ 心房細動 (粗動) (有・無)

ク 期外収縮 (有・無)

コ STの低下 (有〔 mV 〕・無)

コ 第I誘導、第II誘導及び胸部誘導(ただし、V1を除く。)のいずれかのTの逆転 (有・無)

サ 運動負荷心電図におけるSTの0.1mV以上の低下 (有・無)

シ その他心電図所見 ( )

ス 不整脈発作のある場合は、その発作中の心電図所見 (発作年月日も記

6 心不全症若しくは狭心症症状が起るもの、又は頻繁に頻脈発作を起こし、救急医療を繰り返し必要としているもの

オ 安静しているとき若しくは自己の身辺の日常生活活動をしているときでも心不全症若しくは狭心症症状が起るもの、又は繰り返してアダムスストークス発作が起るもの

5 人工ペースメーカー (有・無)

人 工弁移植、弁置換 (有・無)

## 心臓の機能障害の状況及び所見 (18歳未満用)

1	臨床所見		
ア	著しい発育障害 (有・無)	オ	チアノーゼ (有・無)
イ	心音・心雜音の異常 (有・無)	カ	肝腫大 (有・無)
ウ	多呼吸又は呼吸困難 (有・無)	キ	浮腫 (有・無)
エ	運動制限 (有・無)	エ	24時間尿量
2	検査所見		
(1)	胸部エックス線所見 (年月日)	ア	心胸比0.56以上 (有・無)
イ	肺血流量増又は減 (有・無)	ウ	肺静脈うっ血像 (有・無)
(2)	心電図所見	オ	尿所見 (
ア	心室負荷像 (有〔右室・左室・両室〕・無)	ア	心不全に基づく消化器症状 (有〔食思不振・恶心・嘔吐・下痢〕・無)
イ	心房負荷像 (有〔右房・左房・両房〕・無)	イ	じん不全に基づく精神異常 (有〔所見
ウ	病的不整脈 (有〔種類〕・無)	エ	〕・無)
(3)	心エコー図、冠動脈造影所見 (年月日)	ウ	水分電解質異常 (有〔 $\frac{\text{Na}}{\text{Ca}}$ meq/l, P mg/dl, K mg/dl, 其他 ( )〕・無)
ア	冠動脈の狭窄又は閉塞 (有・無)	オ	骨異常症
イ	冠動脈瘤又は拡張 (有・無)	エ	じん不全に基づく精神異常 (有〔所見
ウ	その他 ( )	ウ	〕・無)
3	養護の区分	カ	じん性貧血 (有〔 $\frac{\text{Hb}}{\text{赤血球数}}$ g/dl, Ht %〕・無)
ア	6か月~1年ごとの観察を要するもの	キ	代謝性アシドーシス (有〔 $\frac{\text{HCO}_3}{\text{最大血圧}/\text{最小血圧}}$ mEq/l〕・無)
イ	1か月~3か月ごとの観察を要するもの	ク	重篤な高血圧症 (有〔 $\frac{\text{mmHg}}{\text{mmHg}}$ 〕・無)
ウ	症状に応じて医療を要するもの	ケ	じん不全に直接関連するその他 (有〔所見の症状〕・無)
オ	オには該当しないが、継続的医療を要するもの		
重い心不全、低酸素血症、アダムスストークス発作又は狭心症発作			
で、継続的医療を要するもの			

## じん臓の機能障害の状況及び所見

1	じん機能	
ア	内因性クレアチニンクリアランス値 (ml/分)	・測定不能
イ	血清クレアチニン濃度 (mg/dl)	
ウ	血清尿素窒素濃度 (mg/dl)	
エ	24時間尿量 (mL/日)	
2	その他参考となる検査所見 (胸部エックス線写真、眼底所見、心電図等)	
3	臨床症状	
ア	じん不全に基づく消化器症状 (有〔食思不振・恶心・嘔吐・下痢〕・無)	
イ	じん不全に基づく精神異常 (有〔所見	
エ	〕・無)	
ウ	水分電解質異常 (有〔 $\frac{\text{Na}}{\text{Ca}}$ meq/l, P mg/dl, K mg/dl, 其他 ( )〕・無)	
オ	骨異常症	
エ	じん不全に基づく精神異常 (有〔所見	
ウ	〕・無)	
カ	じん性貧血 (有〔 $\frac{\text{Hb}}{\text{赤血球数}}$ g/dl, Ht %〕・無)	
キ	代謝性アシドーシス (有〔 $\frac{\text{HCO}_3}{\text{最大血圧}/\text{最小血圧}}$ mEq/l〕・無)	
ク	重篤な高血圧症 (有〔 $\frac{\text{mmHg}}{\text{mmHg}}$ 〕・無)	
ケ	じん不全に直接関連するその他 (有〔所見の症状〕・無)	
4	現在までの治療内容 (慢性透析療法 [実施の有無、週当たりの回数及び期間] 等)	

5 目常生活の制限による分類

ア 家庭内の普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活

動については支障がなく、それ以上の活動も著しく制限されることがないもの

4 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温かな日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの

ウ 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の

活動は著しく制限されるもの  
自己の身辺の日常生活活動を著しく制限されるもの

呼吸器の機能障害の状況及び所見

1 身體計測

身長 cm 体重

## 2 活動能力の程度

階段を人並みの速さで登れないが、ゆっくりなら登れる。  
階段をゆっくりで登れないが、途中休みながらなら登れる。

人並みの速さで歩くと息苦しくなるが、ゆっくりなら歩ける。

エオ  
ゆうべりとも少じゆ、こと思ひぬかうる。  
息苦しくて身の回りのこともできない。

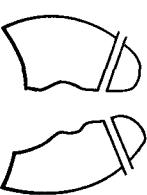
3 胸部エックス線写真所見 ( 年 月 日 )

・化(有〔軽度・中等度・高度〕腫氣)

ウエハ 練透不織膜化中等度・高度

才 胸 郭 變 形 (有〔輕度・中等度・高度〕

心・縦隔の変形(有〔軽度・中等度・高度〕)



4 換気機能(年月)

予測肺活量  
1 種

卷之三

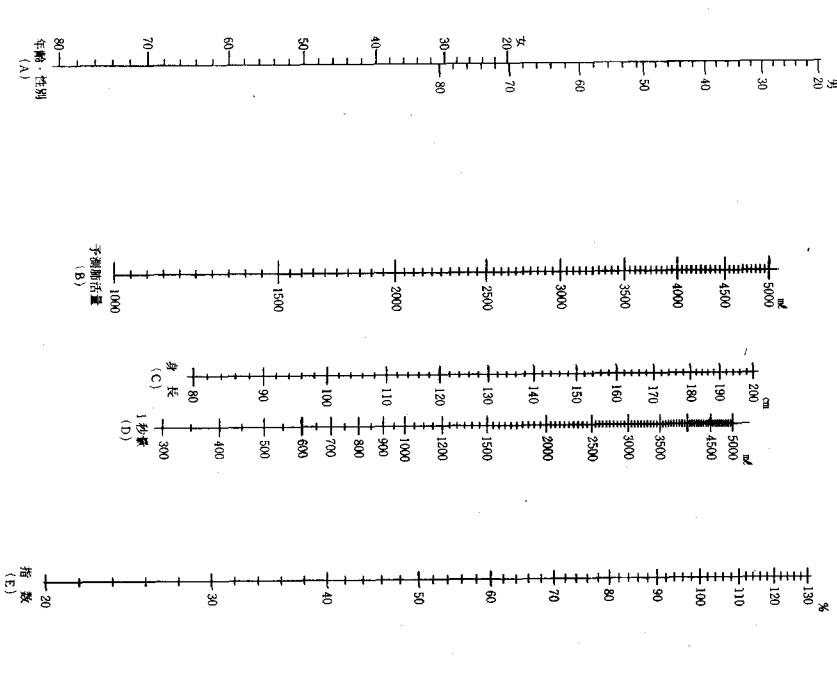
(ア・ウについては、次のノモグラムを使用すること。)

5 動脈血ガス(年月日) TcO<sub>2</sub>

耳染血を用いた場合 ( )

0 母の胸の歸來

## ノモグラム



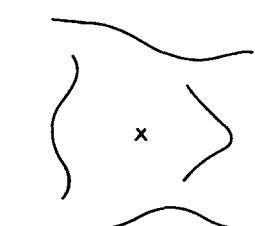
## はぼうこう又は直腸の機能障害の状況及び所見

## 1 障害の種類

- (1) 尿路変向(更)のストマ造設  
ア 腎梗  
イ 脊柱梗  
ウ 尿管梗  
エ 回腸(結腸)導管  
オ 膀胱梗
- (2) 人工肛門のストマ造設  
ア 回腸  
イ 上行・横行結腸  
ウ 下行・S字結腸  
(3) 二分脊椎による膀胱直腸麻痺  
(4) その他の排泄機能障害

## 2 ストマ又は梗口の状況及び所見

- (1) ストマ又は梗口の状況  
ア 部位(図示)・部位(皮膚面から)  
イ 大きさ 縦(矢状径) \_\_\_\_\_ cm × 横 \_\_\_\_\_ cm  
ウ 所見  
高さ(皮膚面から) \_\_\_\_\_ cm



ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

イ

ウ

## (1) 洗腸

(要・否)

## 3 排尿・排便機能障害の状況、所見及び検査成績

## (1) 排尿機能障害の症状及び所見(人工肛門のストマ造設又は二分脊椎の場合)

ア 完全腹圧性尿失禁(有・無)

イ 自己導尿を常時施行(有・無)

ウ 留置カテーテル(有・無)

エ 排尿時腹圧の必要(有・無)

オ 排尿時間が60秒を超える(有・無)

カ 残尿(尿 ml (%))

ク 泌尿器科学的検査(アヘキの所見がないにもかかわらず、排尿障害を訴える者についてのみ、記入すること。)

## (2) 勝胱内圧検査(検査用紙を添付すること。)

a 過活動型 (有・無)  
b 低活動型 (有・無)

## (4) 排泄性腎盂造影検査

a 水腎症 (有・無)  
b 結石形成 (有・無)

ケ 一般検査

## (7) 検尿

a pH b 比重 c 糖(+) (-) d 蛋白(+) (-)

e ウロビリノーゲン (+) (±) (-)

f 尿沈査 (a) 赤血球 個/視野  
(b) 白血球 個/視野  
(c) 細菌 個/ml

## (4) 血波

a 血清尿素窒素濃度 mg/dl  
b 血清クレアチニン濃度 mg/dl  
c 血清カリウム濃度 mEq/l  
d 血清クロール濃度 mEq/l

## (2) 排便機能障害の症状及び所見

## ア 二分脊椎の場合

## (1) 便失禁(完全失禁・不完全失禁)

イ 便祕(有・無)

ウ 肛門周辺の皮膚の汚染又はびらん(有・無)

## (2) 知覚障害の部位 第 (腰・仙) 鏡の高さ

## イ その他の排泄機能障害の場合(腸内容の漏れの状況等)

(注)1 日常生活の制限について、次のいずれかに該当する者についてのみ、記入すること。

ア 尿路変向(更)のストマに、回腸人工肛門又は上行・横行結腸人工肛門のストマを併せ持ち、かつ、いすれかのストマの著しい変形又は

イ 回腸人工肛門又は上行・横行・横行結腸人工肛門のストマを持ち、かつ、高度の排尿機能障害及びストマ周辺の著しい皮膚のびらんがあるもの

ウ 空腸・回腸又は上行・横行結腸の放射線障害等による障害を有し、ストマ造設以外の獲口から腸内容の大部の漏れがあり、手術等によつても治癒の見込みがなく、かつ、獲口周辺の著しい皮膚のびらんがあるもの

2 1において「ストマの著しい変形又はストマ周辺の著しい皮膚のびらん」とは、ストマ用装具の装着ができるほどのストマの著しい変形又はストマ周辺の皮膚のびらんであって、治療によって軽快の見込みのないものをいう。

3 1において「高度の排尿機能障害」とは、人工肛門造設又は二分脊椎による神経因性膀胱であって、完全尿失禁の状態又はカテーテル留置若しくは自己導尿の常時施行を必要とする状態に係るものといる。

## 小腸の機能障害の状況及び所見

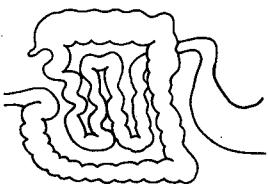
身長 \_\_\_\_\_ cm 体重 \_\_\_\_\_ kg 体重減少率 \_\_\_\_\_ % (観察期間 \_\_\_\_\_ )

## 1 小腸切除の場合

## (1) 手術所見

ア 切除小腸の部位 \_\_\_\_\_ 長さ \_\_\_\_\_ cm  
イ 残存小腸の部位 \_\_\_\_\_ 長さ \_\_\_\_\_ cm  
○ 手術施行医療機関名 \_\_\_\_\_ (できれば手術記録の写しを添付すること。)

(2) 小腸造影所見 (1)が不明の場合に記入し、小腸造影の写しを添付すること。) 推定残存小腸の長さその他の所見



- 2 小腸疾患の場合  
病変部位、病変範囲その他の参考となる所見
- 参考図示



(注) 1 及び 2 が併存する場合は、その旨を併記すること。

## 3栄養維持の方法

## (1) 中心静脈栄養法

ア 開始日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
イ カテーテル留置部位 \_\_\_\_\_  
ウ 装具の種類 \_\_\_\_\_  
エ 最近6か月間の実施状況量 (最近6か月間に \_\_\_\_\_ 日間)  
(持続的・間歇的)  
(1日当たり \_\_\_\_\_ Kcal)

## (2) 経腸栄養法

ア 開始日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
イ カテーテル留置部位 \_\_\_\_\_  
ウ 療法の連続性量 (最近6か月間に \_\_\_\_\_ 日間)  
(持続的・間歇的)  
(1日当たり \_\_\_\_\_ Kcal)

## (3) 経口摂取

ア 摂取の状態 (普通食・軟食・流動食・低残渣食)  
イ 摂取量 (普通量・中等量・少量)

## 4 排便の状況

ア 便の性状 (下痢・軟便・正常)  
イ 排便回数 (1日 \_\_\_\_\_ 回)

## 5 検査所見 (測定日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日)

ア 血球数 \_\_\_\_\_ /mm<sup>3</sup> キュモ濃度 \_\_\_\_\_ mEq/l  
イ 血色素 \_\_\_\_\_ g/dl ケモ濃度 \_\_\_\_\_ mEq/l  
ウ 血清総蛋白濃度 \_\_\_\_\_ g/dl コモ濃度 \_\_\_\_\_ mEq/l  
エ 血清アルブミン \_\_\_\_\_ g/dl サモ濃度 \_\_\_\_\_ mEq/l  
オ 血清総コレステロール濃度 \_\_\_\_\_ mg/dl サモ濃度 \_\_\_\_\_ mEq/l  
カ 中性脂肪 \_\_\_\_\_ mg/dl 血清カルシウム濃度 \_\_\_\_\_ mEq/l(注) 1 残存小腸の長さについては、腸間膜付着部の距離によるものとする。  
2 中心静脈栄養法及び経腸栄養法による1日当たりの熱量については、

1週間の平均値によるものとする。

「経腸栄養法」とは、経管により成分栄養を与える方法をいう。

4 小腸切除 (等級表1級又は3級に該当する大量切除の場合を院く。)

又は小腸疾患による小腸の機能障害の障害程度については、再認定を要する。

5 障害認定の時期は、小腸大量切除の場合は手術時とし、それ以外の小腸の機能障害の場合は6か月の觀察期間の経過後とする。

## 様式第4号（第6条関係）

身体障害者居住地等変更届出書

職 氏名 殿

居住地（氏名等）を変更したので、身体障害者福祉法施行規則（第11条において準用する）第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住 所  
氏 名

（手帳本人以外の場合、本人との続柄）  
記

居住地 変更後	変更前
変更前	変更後
変更後	変更前
その他 ( )	変更後

## 様式第5号（第7条関係）

身体障害者手帳再交付申請書

職 氏名 殿

身体障害者手帳の再交付を受けたいので、身体障害者福祉法施行規則第12条第1項（第12条の3第1項）の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

届出者 住 所  
氏 名

（手帳本人以外の場合、本人との続柄）  
記

既交付 の身体 障害者 手帳	氏 名	（ 年 月 日生）
	交付年月日	年 月 日付交付
	及び番号	都道府県・市 第 号
障害の種類 及び等級		障害 第 種 級
再交付を要する理由		1.障害程度の変化等・2.亡失・3.き損

## 様式第6号(第8条関係)

身体障害者手帳返還書

職 氏名 殿

身体障害者福祉法施行規則第12条第2項(第12条の3第2項・第12条の4第1項・第12条の4第2項)の規定により、下記のとおり身体障害者手帳を返還します。

年 月 日

返還者 住 所

(印)

氏 名

(手帳本人以外の場合、本人との統柄  
記)

返還事由	1 障害程度の変化等により、新たな手帳の交付を受けたため	
	2 亡失した手帳を発見したため	
	3 障害を有しなくなったため	
	4 本人が死亡したため	
事由発生時期		年 月 日

## 様式第7号(第9条関係)

病院等指定(医療種類変更承認)申請書

職 氏名 殿

更生医療を担当する病院又は診療所の指定(担当する医療の種類の変更の承認)を受けたいので、身体障害者福祉法施行規則第3条の3第1項(第13条の6第1項)の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

医療機関の開設者

住 所  
氏名又は名称及び代表者の氏名

(印)

病院又は名 称

診療所 所 在 地

(印)

開設者 住 所

(印)

氏名又は名称

標ぼうしている診療科目	
担当しようとする医療の種類	主として担当する医師又は歯科医師
更生医療を行つたために必要な医療及び体制の概要	別紙2のとおり
更生医療を行うための入所施設の有無及び定員	有( )人・無
(注) 担当しようとする医療の種類欄には、次のうちから希望するものを記載すること。	
ア 眼科	カ 中枢神経
イ 耳鼻いんこう科	キ 脳神経外科
ウ 口腔整形外科	ク 心臓血管外科
オ 形成外科	シ 歯科矯正
手 帳	コ ジン 腎臓移植

別紙1

## 経歴書

学位		氏名	④	生年月日	
現住所					
関係学会 加入状況					
年月日	任免事項	師事した指導者の氏名、学位論文名又は学会に提出した論文名			

- (注) 最終学歴より現在に至るまでを詳細に記入すること。特に、次の事項は必ず記載すること。
- ア 最終学歴における専攻科名
  - イ 医師免許取得後に担当する医療について大学、病院等で研修をした場合には、その研修をした機関名、期間及び師事した指導者の氏名
  - ウ 学位論文又は学会に提出した論文で担当する医療に関連のあるものがある場合には、その論文名及び提出年月日

別紙2

## 更生医療を行うために必要な設備及び体制の概要

品目	数量	品目	数量
設備 (主要なもの)			

様式第8号(第9条関係)

## 薬局指定申請書

職 氏名 殿

更生医療を担当する薬局の指定を受けたいので、身体障害者福祉法施行規則第13条の3第2項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

薬局の開設者

住 所

氏名又は名称及び代表者の氏名

薬局	名 称	
所 在 地		
開設者	住 所	
業 剂 師	氏 名	
調剤のために必要な設備及び体制の概要	別紙2	
別紙2	調剤室のためには設備及び施設の概要	

調剤室の構造	調剤室の面積		
	品	目	数
主たる設備			

(注) 1 薬局の見取図を添付すること。

2 「主たる設備」欄には、薬局等構造設備規則に定める設備以外のものがある場合にのみ、その主たるもの記載すること。

別紙1

経歴書

学位	氏名	生年月日
現住所		
最終学歴		

様式第9号(第10条関係)

## 指定医療機関変更届出書

職 氏 名 殿

指定医療機関の指定に係る事項を変更したので、身体障害者福祉法施行規則第13条の7第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

開設者

住 所

氏名又は名称及び代表者の氏名

印

記

医療機関	名 称
所在地	
<b>変 更 事 項</b>	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日

様式第10号(第10条関係)

## 指定医療機関休止(廃止・再開)届出書

職 氏 名 殿

指定医療機関を休止した(廃止した・再開した)ので、身体障害者福祉法施行規則第13条の7第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

開設者

住 所

氏名又は名称及び代表者の氏名

印

記

医療機関	名 称
所在地	
休止(廃止・再開)年月日	年 月 日
休止(廃止)の理由及び再開の見込み	

## 様式第11号（第10条関係）

## 指定医療機関処分届出書

職 氏 名 殿

医療法又は薬事法に基づく処分を受けたので、身体障害者福祉法施行規則第13条の7第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

開設者

住 所

氏名又は名称及び代表者の氏名

記

医療機関 所在地	名 称
処 分 の 概 要	年 月 日

## 様式第12号（第11条関係）

## 指定医療機関辞退申出書

職 氏 名 殿

指定医療機関の指定を辞退したいので、身体障害者福祉法施行規則第13条の8第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

年 月 日

開設者

住 所

氏名又は名称及び代表者の氏名

記

医療機関 所在地	名 称
辞 退 年 月 日	年 月 日

## 様式第13号（第12条関係）

身体障害者居宅生活支援事業開始届出書

職 氏 名 殿

身体障害者居宅生活支援事業を開始するので、身体障害者福祉法第26  
条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

経営者

住 所

氏名又は名称及  
び代表者の氏名

記

印

開始しよう とする事業	種類	記
提供する便宜 等の内容		
経営者	住所	
基 本 紹 説	氏名又は名称	
事業の運営の方針		
職員の職種	職務の内容	職員の定員
		人
		人
	計	人
合		
主な職員の氏名		
主な職員の経歴	別添2のとおり	
事業を行おうと する区域		
デイサービス又 は短期入所事業 の用で供する施 設	名 称	
	種類	
	所在地	
事業開始の予定年月日		

## 様式第14号（第12条関係）

身体障害者居宅生活支援事業変更届出書

職 氏 名 殿

身体障害者居宅生活支援事業に係る事項を変更する（変更した）ので、  
身体障害者福祉法施行規則第20条の3第1項（第2項）の規定により、  
下記のとおり届け出ます。

年 月 日

経営者

住 所

氏名又は名称及  
び代表者の氏名

記

印

変更事項	
変更前	変更後
変更（予定）年月日	年 月 日

様式第15号（第13条関係）

様式第16号（第14条関係）

## 身体障害者居宅生活支援事業廃止（休止）届出書

身体障害者居宅生活支援事業を廃止する（休止する）ので、身体障害者福祉法第26条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年月日

總經理

住 所

代表者の氏名

四

年目

1

現に便宜を受け、又ほん  
所している者に対する措  
置

休止予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

備品

様式第17号（第14条関係）

入所者台帳(総括表)

(注) 指導科目別に毎年度作成すること。

入所者台帳(個表)						合帳番号	
氏名	ありがな		男	入所年月日	年月日		
			女	退所年月日	年月日		
年月日生(満才)			最終学歴				
本籍地現住所	都道府県		手帳記号・番号	年月日交付			
				都道府県市第号			
家族の状況				障害第種級			
入所費用の負担	本人		扶養義務者				
保証人	氏名	関係	職業	住所	備考		
環境	家庭環境						
	友人知己との関係						
	土地の産業						
	風土・気質・習慣						
その他							
実施機関			市町村	担当			

年月日		生活歴(学歴、傷病歴、職業歴等を含む。)					
生 活 歴							
特 味							
技 術							
希望 目		修了後の希望					
1 2 3							
希望理由							
原傷名							
機能言語							
診断名							
既往歴							
家族歴							
原傷病歴							
病歴補装具							
医療に関する希望							
現症改善の見込							
備考							
発生年月日							
原因と事情							
・戦争・戦災・労災・交通事故的							
・災禍・不慮・先天的							
・疾病・後天的疾患・その他							
障害部位							
写真撮影年月							
身体状況							
長 腹							
重 力							
身 体							
脳 力							
視 力							
神 球							
色 反 心							
血 液							
沈 語							
言 語							
肺活動							
その他の							

態度						
動作能力						
検査結果とその解釈						
心理						
職能						
判定						

性行 観察	准備訓練効果			細目		
	週	週	週	週	週	週
医学的診断						
補装具装着練習						
訓練						
職能判定						
心理判定						
生指訓						
活導練						
処置						
決定科目						

